

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりである。

(3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

別表(3)イに掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備に要する経費を支援する事業。

別表(3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業(※2)		整備のための改修に必要な経費は同上。
地等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設にかかる費用・特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム(※3)	1 施設あたり 3,500 千円 3,820 千円	設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業 ・ 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設にかかる費用

※2 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊に十分なスペースを確保すること。また、整備した個室は看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に利用することができる。

※3 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。